別表六（三十）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和４年旧措置法」という。）第42条の12の５第１項又は第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合において、令和４年旧措置法第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載すること。

2　「控除対象調整数の計算」の各欄は、令和４年旧措置法第42条の12第２項又は令和２年旧措置法第42条の12第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、「⑺」、「⑻」及び「⑳」から「㉒」までの各欄は、令和４年旧措置法第42条の12第１項又は令和２年旧措置法第42条の12第１項の規定の適用を受ける場合にのみ記載すること。